

第5回 久留米市障害者計画等策定委員会 議事録

開催要領

1. 開催日時：平成19年3月27日（火）15時00分～17時05分
2. 会場：久留米市庁舎3階305会議室
3. 出席委員：平岡委員、馬場委員、南嶋委員、光益委員、日野委員、立石委員、高柳委員、磯田委員、井上委員、上野委員、江島委員、城島委員、白石委員、北村委員、児玉委員
4. 欠席委員：大森委員、古川委員
5. 傍聴者数：0名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）に対するパブリックコメントとその対応について
 - (2) 久留米市障害者計画・障害福祉計画（最終案）について
 - (3) その他
3. 閉会

配布資料

- ・久留米市障害者計画・障害福祉計画への意見募集の結果
- ・久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）
- ・第4回策定委員会での意見とその対応（資料1）
- ・久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）に対するパブリックコメント（資料2）
- ・資料編（資料3）
- ・久留米市障害者計画等策定委員会の検討結果について（報告）（案）

議事要旨

1. 開会

- ・事務局 前回の会議で計画原案について検討していただきました。その原案で2月1日から30日間、市民の皆さまに意見をお伺いするパブリックコメントを実施しました。本日はパブリックコメントの概要とそれに対する市の考え方、対応についてご説明を申し上げます。また、その修正を取り入れた計画の最終案を検討していただくことを議題としています。それでは早速、会議に入りますが、久留米市障害者計画等策定委員会の設置要綱第5条により、議長を平岡委員長にお願いいたします。
- ・委員長 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。課長から説明がありましたが、パブリックコメント、市民の声がどう計画に反映されたのか、計画に沿って説明していただきます。審議を始める前に、本日の傍聴者はいらっしゃいますか。
- ・事務局 傍聴者はいません。
- ・委員長 それでは議事に入りたいと思います。本日の議事として、2つあります。パブリックコメントの概要と久留米市障害者計画・障害福祉計画の最終案にパブリックコメントがどう反映されたのか、併せて説明していただきます。それから、今日が最後の委員会です。今日で最終案をまとめて承認をいただき、後日、この内容を久留米市長に報告することになります。そのとき、計画に意見書を添付すると思います。それは審議を終えた後、皆さんにお諮りします。よろしく申し上げます。

2. 議事

- (1) 久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）に対するパブリックコメントとその対応について
- (2) 久留米市障害者計画・障害福祉計画（最終案）について

○事務局より『資料1』、『久留米市障害者計画・障害福祉計画への意見募集の結果』および『久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）』を説明

- 委員長 はい、ありがとうございました。煩雑な内容をわかりやすく説明していただきました。今、説明されたところで、質問等がありましたら、分野に関係なく発言していただきたいと思います。
- 20 頁の基本目標 4「バリアをなくし、快適に住むために」とい

うことで、これに関わる施策として啓発・広報、情報・コミュニケーション、生活環境があります。これと併せて障害福祉計画に地域生活支援事業があり、102 頁に⑤コミュニケーション支援事業とあります。ここでは手話通訳者や要約筆記者を派遣することが、今まで実施されていると思います。いつも思いますが、知的障害者に対する対応が忘れられているのではないのでしょうか。誤解を恐れずに言えば、知的障害とはコミュニケーション障害だと思います。知的障害者に情報をどうわかりやすく伝えるか、とても重要なことですが、今まで私たちは努力してこなかったように思います。外国には「ファシリテーター」と言われる人がいて、非常にわかりやすく知的障害者に説明をします。英語ができない私でさえわかる言葉で説明をします。また絵や写真を使って説明をします。今後の課題として、ぜひ興味を持っていただきたいと思います。

副委員長

付け加えるべきでは・・・

委員長

例えば公共交通サービスを利用する場合、車イスの人にはリフト付バスやスロープ付バスを用意するようには言われますが、知的障害者の場合、足腰は丈夫ですが、どこ行きのバスかわかりません。わかりやすく表示するにはどうしたらいいのか、知的障害者も数の中に入れるべきだということが、私の基本的な考え方です。馬場委員はどうですか。

副委員長

修正案に付け加えてもらったらいいなと思います。私たち事業者側も努力しなければいけません。

委員長

私たちは 1 年近く計画案を検討してきました。身体障害者と精神障害者は、この内容を理解し、把握することができると思います。知的障害者には、もっとわかりやすい表現に・・・

委員

(知的障害者には) 全然わからないと思います。難しいです。

馬場副委員長

障害者福祉課から説明をしていただいたとき、利用者に職員を 1 人ずつ付けて聞きましたが、それでも難しかったです。

委員長

先日ある自治体で、知的障害の若い人たちの集まりに、市の担当者が何人か新しい計画について説明に行きます。そのとき、かなり努力され、絵を描くなどして説明をされました。

委員

(知的障害者には) 言っていることがわからないと思います。それがわからないから知的障害なのです。

副委員長 事業者側も・・・

委員 もう少しわかりやすく説明してもらわないと。

委員長 私自身が頭をガツンとやられたのは、ある知的障害のアメリカ人が、カナダの国際会議で「私たち抜きにして、私たちのことを決めてほしくない」と主張しました。なかなか一朝一夕にできることだとは思いません。私たちが努力を積み重ねてこなかったこともあるので、これからの課題の 1 つです。行政だけに求めているではありません。基本目標 4 にも非常にいい目標を掲げています。

事務局 委員長にまとめていただきましたが、基本目標 4 の方向性としては、これを追及していくのが私どもですし、皆さんもそうだと思います。計画案の中で、私どもの視点がどうだったのかについて一言だけ申し上げます。計画をなるべくわかりやすく作る努力はしました。まず文字をできるだけ大きくし、通常の市の計画より 1~2 ポイントは大きくしています。この内容を理解しにくい方、わかりにくい方については、内容を整理してダイジェスト版を作る予定です。理解しにくい方に対して、わかりやすいダイジェスト版をもう 1 つ作れたらいいと内部で話しているところで、まだわかりませんが、できたらお示ししたいと考えています。

委員長 他に何か気が付かれたことはありませんか。

副委員長 基本的なことですが、パブリックコメントを短い期間で取られ、計画案の「修正なし」がほとんどです。これならパブリックコメントをしなくてもいいのではないかと思いました。確かに（市の）回答は書いてありますが、計画案に盛り込まれた意見が少ないと思います。教育に関する意見が多く、これらは教育にまわされたということですか。

事務局 そうです。

委員 かなり反映されていると思います。

副委員長 市の考え方をいうことが、反映されえていることになりますか。

委員 計画としてまとめるときの表現の仕方は、技術がいると思います。意見を全部入れないと反映したことにならないという意味では満足が得られないと思います。一定制約はあると思います。

副委員長 初めての試みですよ。

- 事務局 内容的には 212 件あり、この計画には挙がっていない施策を実施してもらいたいという要望が、かなりの内容を占めています。内容について、計画に盛り込めるか所管で検討しましたが、県の一定の支援がなければ実施できない要望や、制度にまで踏み込んでしまう内容なので盛り込めない要望がかなりありました。それと事業の実施に向けての要望で、自立支援協議会の男女比を半々にしてほしいとか、施策を進める中で勘案してほしいという内容も相当ありました。そういう意見については、事業実施の中で具体的に取り組むが、計画には反映させないとまとめています。事務局としては、施策としてやっていけると判断したものについては取り入れたと考えています。
- 副委員長 感想ですが、軽度発達障害者からの要望が多かったけれど、盛り込みきらなかった気がします。今後はそれを活かしていかなければならないと思います。
- 事務局 発達障害支援法が施行され、教育委員会は支援教育など新たなことに取り組みつつあるものの、行政の人員を増やすことには制約があり、計画へ盛り込むことは難しく、これから事業を進める中で個別でしか対応できません。所管としては、できるだけ盛り込んだ計画にしたかったのですが、どうしても盛り込めませんでした。市の全体的な計画の中で、財政的に裏付けされていないので、計画としてあげたものをどうフォローしていくか、これが課題として現実にあります。
- 委員 計画の中に位置付けることは、すごく大事だと思います。できるだけ計画に位置付け、その実現に向けて取り組んでいかななくてはなりません。パブリックコメントとその対応の中で 1 番感じることは、「市の考え方」の中身が問題だということです。市が計画として、このように取りまとめるけれど、こういう考え方で充実していくということをしっかり押さえてもらわなければ、計画がどんなに立派でも無駄になってしまいます。そういう意味では、計画として一定のまとまりをつけ、それを実現していく行政の具体的な方向性がうかがわれれば、私たちはしっかりみていきたいと思っています。
- 委員長 いかがですか。他にありませんか。
- 委員 28 頁の施策 13 の数値目標、発達障害の認知度（市民意識調査）について、平成 18 年度が 25.8%で 5 年後の 23 年度が 50%とい

うことですが、啓蒙をしていく上で 50%という数値が低いのかどうか分かりませんが、目標としては消極的ではないかという気がします。

事務局 どこを目標にするのかという問題があるが、50%を超えてもいいわけで、結果的に 50%を超えることを目標にしたいので、意識調査をしてフォローしていき、最終的には 100%でしょうが、当面の目標として現在の数値が 25.8%ですので、およそ 2 倍で適当な数値ではないかと思います。

委員 最低でも 50%という表現がいい・・・

副委員長 関係者は低い数値だと言っています。

事務局 障害者自立支援法や障害者週間など、一般市民の認知度を上げていくことは難しいです。高く目標設定すれば、それはそれでいいのですが、できないような目標設定もまた、どうなのかということもあります。50%は低い数字ではないと思うので、まずは 50%をクリアし、それをどれくらい上回るかについては、事業の取り組みの中で努力していきたいと考えています。

委員 最低 50%と理解していい？

事務局 はい。50%はぜひクリアしたいと思います。

委員長 それと、市民が（軽度発達障害を）どう理解しているのかということですが、軽度発達障害を理解するのは難しいと思います。知能が正常な自閉症の人と、一般の人は接する機会がないと思います。これまで軽度発達障害者は、「おかしな子」「変わっている」という目で見られてきて、本人も家族も障害に気付いていませんでした。社会的な事件が起こると「自閉症は怖い」「発達障害は怖い」と思われてしまいます。軽度発達障害という言葉を知っているのか、内容まで理解しているのか、そういう意味では 4 月から始まる特別支援教育は顧みられることのなかった発達障害者にも特別な支援をしていくということで、そこから社会や地域住民の理解が広がっていく可能性があります。

副委員長 クラスの 6~10%は軽度発達障害と言われているので、深刻な問題だと思います。支援等が進まないといけません。5 年間の計画にしては、盛り込みが少なかったと反省しています。

委員長 平成 20 年度に見直しをするので、その時点で切り替えをして、軽度発達障害についての理解がどうなったのか検証するという

ことでいかがでしょうか。量的なことではなく、質的に理解が深まっていくことが大事です。

委員 (軽度発達障害は) 見た目でわかりません。専門の先生でもわからない人がいるので、先生たちから勉強してもらわないと、本人も親も「何かちょっと違うな」と思うくらいの障害です。本当はみんなにわかってもらいたいけど、わかってもらえない子たちです。親がなかなか認めないということもあります。相談できる場所をしっかりと作ってほしいです。

委員 増えているの？

江島委員 増えています。

事務局 具体的なサービスや手帳に結びついていないので、これから施策にどう盛り込んでいくか、国がどう整備していくのか見ていく必要があります。大きな課題という認識はあります。

委員 市町村で・・・

委員 31 頁の施策 17、「通級指導教室」の数値目標はあげにくいのですが、パブリックコメントに要望がたくさん載っています。所管ができることではないのかもしれませんが、毎年要望していることなので、納得してもらえるのか・・・今日も 4 月に小学校に入学する子どもの母親が来て、不安そうな顔で「地域の小学校に行くことになっているけど、特別支援学級もできず、通級指導教室に申し込んだがそれもかなわず、何もなしのところに行かなければならないのですか」ということで、そういう人が何人もいます。久留米市は、就学前はお金を使い、人員も配置していると思います。全国にない、素晴らしい取り組みだと思います。それが小学校に行ったときにプツッと切れてしまう不安が、子どもや親にあり、たくさんの要望があります。“藁をもつかむ思い”で南薫小や金丸小に申し込んでも行けない人がたくさんいます。

事務局 教育委員会に十分論議してもらった結果だと認識しています。通級指導教室について、必要性は十分に認めています。市独自の対応が難しいということですので、障害者施策を進めていく中で、計画になくとも教育委員会等と機会あるごとに話し合い、実施に向けての対応をとっていきたいと思います。

委員 施策の内容に「拡大」「充実」という言葉がありません。周知すればするほど、(通級指導教室への) 申込みは増えます。でも実

際には入れません。文言が「周知」「利用促進」では現実と乖離するのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございます。他にありませんか。

委員

質問です。59 頁の施策 91「ガイドヘルパーの専門性向上研修（精神障害者対応）」は、具体的にはどのような内容になっていますか。例えば、現状の 2 級ホームヘルパー等に対する研修なのか、精神障害者に対する研修なのか。

事務局

ガイドヘルパーの研修は、今までも県の事業でしていますが、今回は精神障害者対応としています。詳細はこれからです。ガイドヘルパーは移動支援なので、地域生活支援事業で市の事業になりました。養成講座をどうしていくのかは、県が事業としてはしないと聞いていますが、市が直ですとは考えられないので、どこかに委託することになるかもしれません。できる限り早く取り組まなければならない課題だと考えています。

委員

59 頁の施策 88「タクシー基本料金補助事業の実施」について、現在は自動車税の減免かタクシー券のどちらかを選ぶことになっています。こう書いてあると、タクシー券をもらえるようにみえます。

事務局

今の制度は引き続き実施すると、整理させていただきました。

委員

タクシー券ももらえるような書き方だと思いました。

事務局

今と同じようにしていきます。

委員

（ ）で付け加えた方がいいのではないのでしょうか。

事務局

必要ないと思います。

委員

この機関は決議機関ですか。

事務局

ご意見をいただく機関です。決議機関ではありません。

副委員長

誤解がないようにした方がいいと思います。

事務局

具体的な内容を小さいところまで書くのは・・・タクシー券の交付については、こういう事業でしているということでは、そのとおりです。

副委員長

書くだけではないですか。

事務局

そこまで書く必要があれば、加えさせていただきます。自動車税の減免を受けている人は除くということですね。

委員長

できるだけ誤解のないように、わかりやすく。

副委員長 策定委員会やパブリックコメントをする以上は、素朴な意見でも大切にしていきたいと思います。

事務局 事務レベルで整理する中で、これを見ただけで全てわかるかという、そこまではできていません。事業のおおよその内容がわかるレベルでの整理をしていますので、誤解をまねく部分も若干あると思いますが、付け加えても差し支えないので入れさせていただきます。

委員 「実施」と書くと、新たに実施するようなので、「継続実施」とすれば、現在の事業と変わらないと理解できるので、そういう表現はどうでしょうか。

委員長 検討してください。

委員 「医療計画」というのは別に進んでいますか。

事務局 県が作成する部分ですか。

委員 精神障害者の問題だけなら、長期入院患者の退院促進はどちらですか。病床削減ということがあり、医療計画と絡んで、いろいろしていくのだらうと思いました。93 頁に退院可能精神障害者数があり、下に説明書きとして「退院可能精神障害者とは、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者をいう」としています。その「受け入れ条件」というのがたくさんあります。生活の場や日中活動の場、就労施設なども含めての受け入れ条件となると、財政的な裏付けがなく、精神障害者に対して行われるサービスがよくわからないので、少し説明した方がいいのではないのでしょうか。家族がOKであれば、先生がOKをだせば、そういうこととは全然違います。

事務局 そうですね。ここでは簡単に「受け入れ条件が整えば」としていますが、受け皿としてはグループホームなどの生活の場や・・・

委員 この計画の中で精神障害者が利用できるサービスもたくさんあると思いますが、どのサービスをどれだけ受けられるのか、負担がいくらなのか、まだわからないのでしょうか。

事務局 基本的には自立支援法の中のサービスということで整理しています。所得に応じた負担、原則 1 割ということで、グループホームやデイサービス、ガイドヘルプ等のサービスは受けられますし、そういう制度を利用して地域で生活できるように福祉を整備していきます。地域で受け入れる数を目標として挙げてい

ますので、具体的にそういう人にはどういうニーズがあるのか、サービスを提供できるのか、検討しながら一つひとつに対応していくこととなります。医療機関やサービス機関と連携をしながら対応していかざるを得ないと思います。それぞれサービスごとにまとめ、3 障害でこれくらいのサービスが必要だという計画を目標数値としてあげることになっています。

副委員長 同様な質問になりますが、3 障害一緒になりましたが、精神障害者を受け入れるサービスが少ないと思います。そういう調査から入らないと。私も全然知らなかったのですが、日中一時支援事業は（精神障害者を）受け入れないのでしょうか？3 障害が平等になったというのに、（精神障害者を）受け入れないのはおかしいです。

事務局 障害の内容も違うので、すべてが同じようにできるわけではありません。例えば、身体障害者はグループホームを利用できないとか。

副委員長 そういうふうに捉えられると・・・積極的に捉えてもらいたいです。

事務局 もちろんそうですが、自立支援法で、すべてが同じように利用できる状況ではなく、障害に応じた利用があるということです。

副委員長 あまりに（精神障害者を）受け入れるサービスが少ないです。区分認定の問題もあり、私は当然受け入れるものだと思っていたので、違うと言われてビックリしました。いろいろな意味で調査して、前に進み、使いやすくなれないといけません。

委員 退院可能な精神障害者とは、受け入れ条件が整えば退院できる、だから受け入れ条件が整わなかったら退院できないということになります。

委員 退院するためのコーディネートやその後のフォローも考えなくてはなりません。市がそこまでするのは厳しいと思います。病院にできるかという、それも疑問です。

委員長 市町村レベルで対応できるのか、それとも県レベルで対応していかないといけないのか。

委員 市町村レベルでの対応は難しいと思います。

委員長 92、93 頁で、こういう数値がでてくるのは・・・

委員 これは県の調査を久留米市に振り分けたということです。精神

医療だけでなく医療全体が難しくなっていて、療養型病床から老健施設などへの転換が増えてくるので受け入れ条件が整ってくるのかもしれませんが。

委員長 事業を展開していく上で、どこの課が責任をもってするのか・・・
委員 精神障害者に関して、グループホーム等は医療法人の病院が積極的に作っています。公的機関は作っていません。そういうことをすると、患者を囲い込んでいるという非難がでてきます。

事務局 一般的には社会福祉法人にグループホーム等を作っていただくのが 1 番いいのですが、受け皿を整備していく中では行政だけでも駄目、医療機関だけでも駄目、社会福祉法人だけでも難しいです。受け皿を整備していく上で、関係者による協議会等を作り、どう進めていくのかを協議していかないと難しいと思います。

委員長 そういう意味では 107 頁の「地域自立支援協議会」を早く立ち上げ、保健・医療や雇用促進、教育などで具体的な問題を煮詰め、具体的にどう対応していくのか、そのための自立支援協議会だと思います。私も全くイメージが浮かびませんが、ここが中核的な役割を果たしていくのではないかと思います。厚生労働省の狙いも、そこにあるのではないかと思います。

委員 障害者の問題だけでなく、高齢者も含め、医療介護もすべての問題で、受け入れ先が決まらないことには、どんなに地域移行といっても 1 人もでられません。市独自のプラスアルファを期待したいと思います。

委員長 ありがとうございます。他に意見はありませんか。

副委員長 先ほど、市独自のプラスアルファということでしたが、日中一時支援事業の対象に精神障害者と発達障害者を入れることを検討してください。

委員長 策定委員会からの要望事項として、よろしいですか。

事務局 わかりました。

委員長 それでは今日、検討していただきました「久留米市障害者計画・障害福祉計画（案）に対するパブリックコメントとその対応について」「久留米市障害者計画・障害福祉計画（最終案）について」、これをお認めいただいでよろしいですか。

<承認>

委員長 はい、ありがとうございました。それでは、できあがりしました「久留米市障害者計画・障害福祉計画」を3月30日11時40分から私と馬場副委員長で市長に報告しますが、そのときに添付します「久留米市障害者計画等策定委員会の検討結果について（報告）」の訂正をしていただきます。作業部会は8回に、本委員会5回と訂正です。これを計画と一緒に市長に提出したいと考えています。よろしいでしょうか。

<承認>

委員長 ありがとうございます。昨年の7月から今日まで策定委員会に出席していただき、また活発なご意見をたまわり、30日に市長に報告するようになりました。これで終わったわけではなく、これから始まったのです。この計画に基づいて、市がどういう優先順位で障害者施策を進めるかということ、平成20年度に障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は見直しをします。そのとき、事業の進捗状況を振り返ることになります。その節は、今日の議論で反映されていない意見について検討してもらいたいと思います。ご尽力いただき、ありがとうございました。

事務局 健康福祉部長の竹下です。とりあえず終わりということで、皆さまにお礼を申し上げます。大変お忙しい中、積極的に委員会に出席していただき、心から感謝申し上げます。事務局としては、これを受けて早急に久留米市の行政計画としてまとめ、それに基づいて計画の目標に向けて進めてまいります。今後とも各委員の福祉行政に対するご支援・ご協力はもちろんですが、ご助言・叱咤激励を含めていただきたいと思います。先般、久留米市は「地域福祉計画」を策定しました。その際、お世話になった委員もいて、いろいろな人を地域で支えていく仕組みづくりをしていきますが、裏を返せば行政の限界ということもはっきりしておく必要があると思います。そういう意味で、障害者福祉にいろいろな形で関与されている各委員は、それぞれの立場で、今後とも障害者福祉の充実にご助力をお願いします。行政と協働し、ますます久留米市は障害者福祉環境の充実・向上に取り組んでまいります。今後ともよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

3. 閉会（17時05分）